

## REACHに関する略語・用語

略語・用語	英語	定義
【略語】		
CMR	Carcinogenic, Mutagenic or Toxic to Reproduction toxic	発がん性、変異原性、生殖毒性を有する物質
CSA	Chemical Safety Assessment	化学品安全性評価
CSR	Chemical Safety Report	化学品安全性報告書
EC	European Communities	欧州共同体
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁
EEC	European Environment Community	欧州経済共同体
EINECS	European Inventory of Existing Commercial Substances	欧州既存商業化学物質インベントリ
ELINCS	European List of Notified Chemical Substances	欧州届出化学物質リスト
ELV	End of Life Vehicles	EUの廃自動車指令
EU	European Union	欧州連合
EuP	Eco-Design of Energy-using Products	エネルギー使用製品のエコデザイン要求に関する指令
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labeling of	化学物質の分類および表示に関する世界調和システム
HPV	High Production Volume Chemicals	高生産量化学物質
IFCS	Intergovernmental Forum on Chemical Safety	化学品安全に関する政府間フォーラム
IPCS	Internatoinal Program on Chemical Safety	国際化学物質安全性評価
IUCLID	International Uniform Chemical Information Database	国際共通化学情報データベース
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全性データシート
NLP	No Longer Polymers	もはやポリマーとはみなされない物質
PBT	Persistent, Bioaccumulative, and Toxic	難分解性、生体蓄積性、毒性を有する物質
POPs	Persistent Organic Pollutants	残留性有機汚染物
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可・制限
RoHS	Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment	電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止する指令
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ
SDS	Safety Data Sheet	安全性データシート
SIEF	Substance Information Exchange	物質情報交換フォーラム
vPvB	very Persistent and very Bio-accumulative	高難分解性・高生体蓄積性を有する物質

## REACHに関する略語・用語

略語・用語	英語	定義
<b>【用語】</b>		
サプライチェーンにおける関係 成形品	Actors in the supply chain Article	サプライチェーンにおける製造者及び／又は輸入者及び／又は川下使用者のすべてを、生産時に与えられる特定な形状、表面又はデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体をいう。
流通業者	Distributor	欧州共同体内で認められた自然人又は法人(小売業者を含む)であって、物質そのもの又は調剤に含まれる物質を、第三者のために貯蔵及び上市のみを行うものをいう。
川下ユーザー/使用者	Downstream user	欧州共同体内に所在する自然人又は法人(製造者又は輸入者を除く)であって、産業活動又は職業上の活動において、物質そのもの又は調剤に含まれる物質のいずれかを使用するものをいう。流通業者及び消費者は、川下使用者ではない。第2条(7)(c)に基づいて免除される再輸入者は、川下使用者とみなす。
特定された用途	Identified use	サプライチェーンにおける行為者によって意図されている物質そのもの又は調剤に含まれる物質の用途又は調剤の用途をいい、サプライチェーンの行為者自身の用途又は直下の川下使用者から行為者に書面で通知される用途を含む。
輸入	Import	欧州共同体の税関管轄区内への物理的導入をいう。
輸入者	Importer	輸入に責任を持つ、欧州共同体内に所在する自然人又は法人をいう。
中間体	Intermediate	他の物質に変わるための化学的処理(以下「合成」という。)のために製造され、その処理において消費又は使用される物質をいう。 (a) 単離されない中間体とは、合成過程において、試料採取を除いて合成が起こっている装置から意図的には除去されない中間体を意味する。そのような装置は、反応容器、その補助装置及び次の反応段階のためにある容器から別の容器に移す配管など当該物質が連続流又はバッチプロセス中に通過するあらゆる装置を含むが、製造後にそれらの物質を貯蔵するタンク又は他の容器は除かれる。 (b) 現場で単離される中間体とは、単離されない中間体の基準に適合しない中間体であって、その中間体の製造やその中間体から他の物質への合成が、同一の現場で一つ又はそれ以上の法人組織により行われるものをいう。 (c) 単離された中間体で輸送されるものとは、単離されない中間体の基準に適合しない中間体であって、他の現場との間で輸送又は供給されるものをいう。
製造者	Manufacturer	欧州共同体内で物質を製造する欧州共同体内に所在する自然人又は法人をいう。
製造	Manufacturing	生産又は自然状態の物質の抽出をいう。
届出物質	Notified substance	届出が提出され、指令67/548/EECに従って上市せらるる物質をいう
段階的導入物質	Phase-in substance	以下の基準のうち少なくとも1つを満たす物質をいう。 (a) 欧州既存商業化学物質リスト(EINECS)に記載されている物質 (b) 欧州共同体又は1995年1月1日若しくは2004年5月1日に欧州連合に加盟した国において製造されたが、本規則発効前の15年間に於いて少なくとも一度も製造者又は輸入者により上市されたことがない物質(製造者又は輸入者が文書による証拠を持っている場合に限り。) (c) 欧州共同体又は1995年1月1日に若しくは2004年5月1日に欧州連合に加盟した国において、本規則発効前に製造者又は輸入者により上市された物質で、指令67/548/EECの第8条(1)の第1インデントに従って届出がなされているとみなされるが、本規則に定められたポリマーの定義を満たさないもの(製造者又は輸入者が文書による証拠を持っている場合に限り。)
市場に出す(上市)	Placing on the market	有償であるか無償であるかに拘わらず、第三者に対して供給又は利用可能にすることをいう。輸入は上市とみなす。
ポリマー	Polymer	1種類又はそれ以上のモノマー単位の連続により特徴付けられる分子により構成される物質をいう。これらの分子は、その分子量の差が主にモノマー単位の数の差に帰せられる分子量分布を有していなければならない。ポリマーは以下のものからなる。 (a) 少なくとも一つの他のモノマー単位又は他の反応物と共有結合している少なくとも一つのモノマー単位を含む分子による単純重量過半数の部分 (b) 同一の分子量の分子による単純重量過半数より少ない部分
調剤	Preparation	2つ又はそれ以上の物質からなる混合物又は溶液をいう。
成形品の生産者	Producer of an article	欧州共同体内で成形品を製造又は組み立てる自然人又は法人をいう。
登録者	Registrant	物質について登録を提出する物質の製造者若しくは輸入者又は成形品の生産者若しくは輸入者をいう。
制限	Restriction	製造、使用又は上市に対するあらゆる条件又は禁止をいう。
事業所	Site	物質の製造者が一つ以上ある場合に、ある構造基盤と施設を共有する単一の場所をいう。
物質	Substance	、化学元素及び自然の状態での又はあらゆる製造プロセスから得られる化学元素の化合物をいい、安定性を保つのに必要なあらゆる添加物や、使用するプロセスから生じるあらゆる不純物が含まれる。しかし、物質の安定性に影響を及ぼさず、又はその組成を変えずに分離することのできるあらゆる溶剤を除く。